

# 農地保全の取組（日本型直接支払交付金事業）について

平

成27年度から実施されている、日本型直接支払交付金事業とは、①中山間地域等直接支払交付金事業、②多面的機能支払交付金事業（平成25年度までは、農地・水保全管理支払制度）、③環境保全型農業直接支払交付金事業が、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」のもと、総合的に実施される事業です。

農業・農村の持つ国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成等、多面的機能を確保していくという目的を達成するための地域活動の継続等に対して支援を行い、農地が有する多面的機能が今後とも適切に発揮されるように、担い手の育成等を後押ししていくために実施されています。

ここでは、日本型直接支払交付金事業の概要とこれまでの取り組みについてお知らせします。

## 日本型直接支払交付金事業

多面的機能支払、環境保全型農業直接支払は、中山間地域等直接支払と合わせて取り組むことができます。

### 中山間地域等直接支払

中山間地域等の農業生産条件の不利な農地を支援することにより、将来に向けて農業生産活動を維持 等



### 多面的機能支払

#### 農地維持支払

多面的機能を支える共同活動を支援  
※担い手に集中する水路や農道等の管理を、地域で支え、農地集積を後押し

- 支援 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- 対象 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成等



#### 資源向上支払

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援

- 支援 水路、農道、ため池の軽微な補修
- 対象 植栽による景観形成、ビオトープづくり
- 施設の長寿命化のための活動 等



### 環境保全型農業直接支払

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援

- ①緑肥の作付け 8,000円/10a
- ②堆肥の施用 4,400円/10a 等



問合せ先 役場山村再生課 ☎75-3117